

都道府県
各 ひきこもり支援担当部（局）長 殿
指定都市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
（公印省略）

ひきこもり地域支援センターによる生活困窮者自立支援制度の自立相談支援
機関への積極的な支援について

平素より、厚生労働行政の推進につき、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

ひきこもり状態にある方への社会参加に向けた支援については、平成21年度からひきこもり地域支援センターの整備を進め、ひきこもりに特化した第一次相談窓口として相談支援を実施するとともに、加えて、平成27年度からは、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関を中心に、経済的困窮のみならず様々な課題を複合的に抱えている方に対して、「断らない相談支援」として包括的な相談支援を実施し、重層的に対応してきたところ。

ひきこもり地域支援センターと自立相談支援機関の連携については、「生活困窮者自立支援制度とひきこもり地域支援センター等との連携について」（平成28年6月30日社援地発0630第1号）を発出し、その中では、ひきこもり地域センターと自立相談支援機関の連携体制の構築や、両機関による対象者の早期発見、早期支援に向けた連携等について示している。

今般、別添のとおり、当職から生活困窮者自立支援制度主管部（局）長に対して、「ひきこもりの状態にある方やその家族から相談があった際の自立相談支援機関における対応について」（令和元年6月14日社援地発0614第1号当職通知）を発出したところであるが、その中では、ひきこもりの状態にある方やその家族の特性を踏まえた相談支援にあたっての基本的な姿勢を明示するとともに、経済的困窮の状態が明らかでない場合であっても、身近な相談窓口としての自立相談支援機関において、ひきこもりの状態にある方及びその家族等からの相談並びに関係機関からの相談を確実に受けとめること、ひきこもりの状態にある方の特性を踏まえつつ、ひきこもりの状態の背景となる多様な事情やそれぞれの心情に寄り添い、本人やその家族を中心とした支援を継続すること等の留意事項について示し、ひきこもりの状態にある方に対する丁寧な対応の徹底をお願いしたところ。

これを踏まえ、貴職においても、このような自立相談支援機関の取組が効果的に実施されるよう、助言や相談対応等をより積極的に行うなど、自立相談支援機関に対する強力なバックアップをお願いするとともに、今般の通知の内容は、ひきこもり地域支援センターにおける支援の在り方にも通じるものであるので、ひきこもりの状態にある方やその家族に寄り添ったより丁寧な支援の実施についてもご尽力いただくようお願いする。